

第1章 人権教育の基本的な考え方

1 人権教育とは

(1) 人権とは

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年・閣議決定)では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示されています。その内容には生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住に関わる諸権利や思想、言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利等も含まれます。法務省人権擁護局「人権の擁護」によると、人権とは「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにもつ権利」で、誰にも大切なものであり、子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と示されています。

(2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養(かんよう)※を目的とする教育活動」と示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](文部科学省)」(以下、[第三次とりまとめ]という。)では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

次項の図で示しているように、人権教育は様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の2つが合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることをめざす総合的な教育であるといえます。そして、これは学校に限らず、社会にも共通する目標です。

※水が自然に染み込むように、ゆっくりと養い育てること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

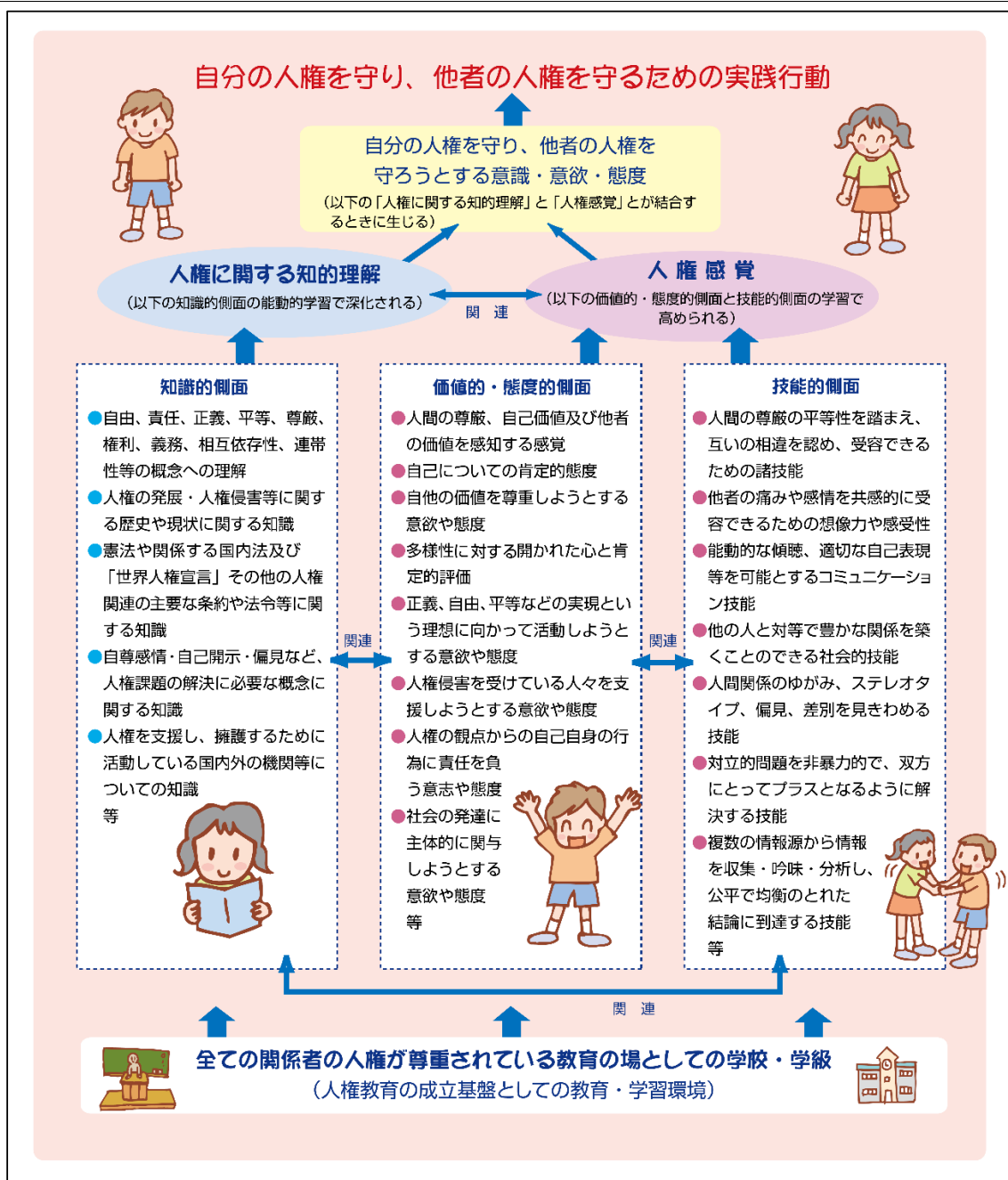
第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

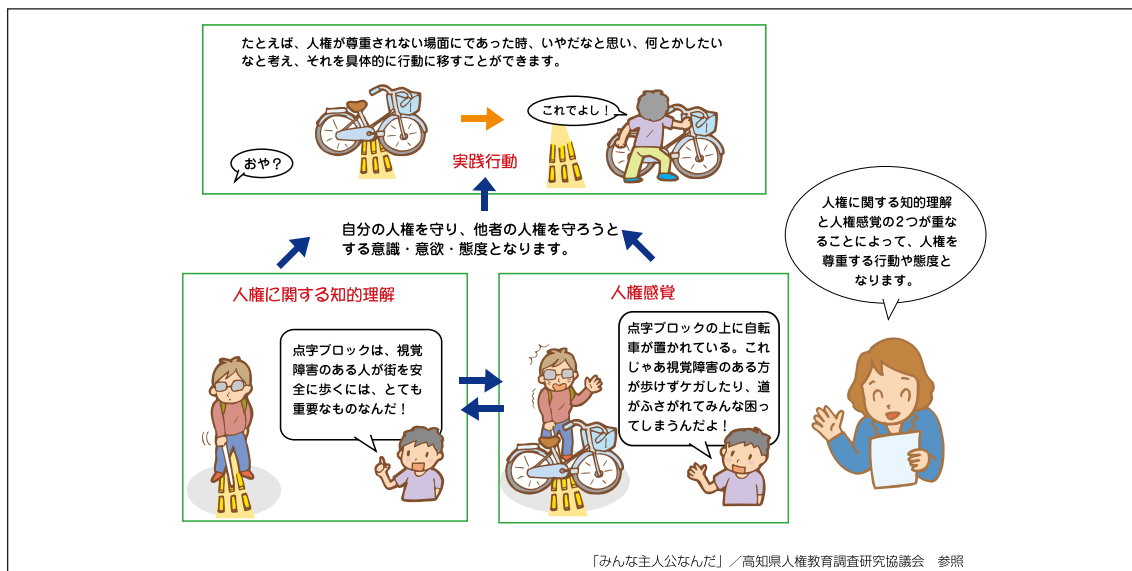
第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

人権感覚とは…

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことを言います。[第三次とりまとめ]



[第三次とりまとめ] をもとに作成



2 高知県の人権教育～現状と課題～

(1) これまでの取組

高知県における人権教育は、同和教育の歴史を継承しながら、「差別の現実から深く学ぶ」ことを大切にしながら取り組む、これまで多くの成果を残してきました。例えば、長期欠席・不就学の子どもの学力向上や、課題のある子どもを中心とした集団づくり、保育所等・学校・地域との連携等、一定の成果をあげ、今日の取組にもつながっています。

また、「高知県人権尊重の社会づくり条例」（平成10年4月施行）や「『人権教育のための国連10年』高知県行動計画」（平成10年7月策定）、「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」（平成31年3月策定）に基づいた高知県教育委員会の取組方針として「高知県人権教育推進プラン」（令和2年3月改定）を作成し、豊かな人権感覚を身に付けることを通じて人権文化を創造することをめざし、小学校就学前教育・学校教育・社会教育における、より充実した取組を推進しています。

(2) 現状と課題

平成28年度に本県の公立学校児童生徒を対象に実施した「人権教育に関するアンケート」の結果において、児童生徒の自尊感情の高まりが見られる一方で、いじめや差別を見た時「何もしない」という回答が、校種が上がるにつれて増加する傾向が見られました。また、障害者や高齢者、外国人といった社会的に取りあげられる機会が多い人権課題については、児童生徒の学習経験が少なくても、一定適切な判断ができるものもあります。一方、社会的に取りあげられる機会が少ないハンセン病や同和問題等のいくつかの人権課題については、正しい判断に結び付いていないという実態が示されており、人権学習の機会の保障と内容の充実、指導力の向上が課題として表れています。

人権教育を今後さらに充実させていくためには、保育所・幼稚園等において、組織的・計画的な取組の推進や、人権尊重の理念や個別の人権課題についての保育者・教職員研修の改善と充実が重要になります。一人一人の人権が尊重される保育所・幼稚園等づくりを実現するために、さらなる取組の充実が求められています。

～人権や人権課題に関する国内の状況～

子どもの生命・身体に関わる貧困・虐待・いじめや、在日外国人に対する差別扇動、インターネット上の誹謗中傷等、社会で人権が守られていない、または差別が助長されるような状況があり、個別の人権課題に関する次の法律が近年制定されました。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」平成28年施行
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」平成28年施行
- ・「部落差別解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」平成28年施行
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年改定
- ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」令和元年施行
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（女性活躍・ハラスメント規制法）」令和2年施行

3 身近な人権課題

今日、保護者等からの虐待によって子どもの大切な命が奪われたり、DVなど暴力による心や身体に深い傷を受けたりする等、子どもへの様々な人権侵害が起こっています。そこで、病気や障害のある子ども、外国にルーツをもつ家庭の子ども、性的マイノリティ等、人権課題の当事者である子どもたちの人権が大切にされる保育所・幼稚園等づくりを進めていくためにも、保育者が人権課題について正しく理解し、人権尊重の精神を身に付けることが重要です。取組に際しては、以降の■も参考にしながら、子どもの実情に合わせた人権意識の素地づくりにつなげましょう。

同和問題

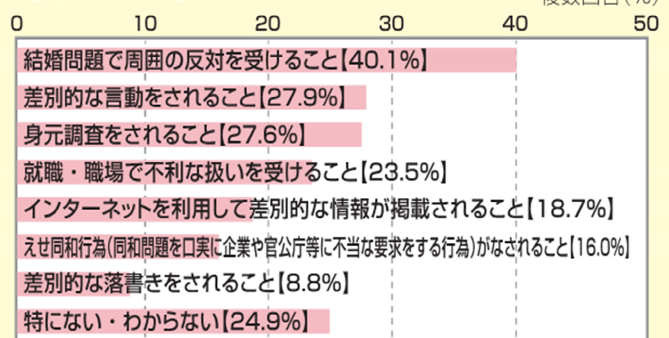
日本社会の歴史的過程で形成された差別により、特定の居住地や出身地を理由とした国民の一部の人々への人権侵害

- インターネット上での部落差別の増加や悪質な問題が起こっていることから、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」（平成28年施行）による取組を進めています。
- これまでの同和对策事業や取組の成果
 - ・義務教育における教科書の無償化
 - ・就職差別防止を目的とした全国高等学校統一応募用紙（履歴書）の作成
 - ・戸籍の閲覧・請求を制限する戸籍法の改正

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

複数回答(%)



女性

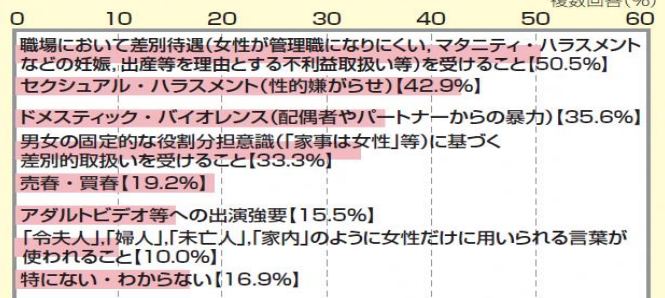
男・女だからという固定的な性別役割分担意識を背景とした女性への人権侵害

- 「高知県男女共同参画社会づくり条例」（平成16年施行）に基づき、男女が性別に関係なく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めています。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成28年施行）（令和2年改正）による取組を進めています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？

複数回答(%)



■男女の区別を男児は青色、女児は桃色など、各自のイメージによる色別で固定せず、様々な色を使う工夫をしましょう。

■ごっこ遊びや、日常の子どもへの言葉掛けにおいて、「男の子・女の子だから～」という男女間の固定的役割分担意識につながる声掛けではなく、性別にかかわらず、一人一人の遊びを認め合う集団づくりや声掛けをしていきましょう。

■子ども間のトラブルにおいて、「女・男のくせに～」という言葉が出た時には、その考えの理由を丁寧に聞き、個々を大切にすることを促しましょう。



関連 P19,51

子ども

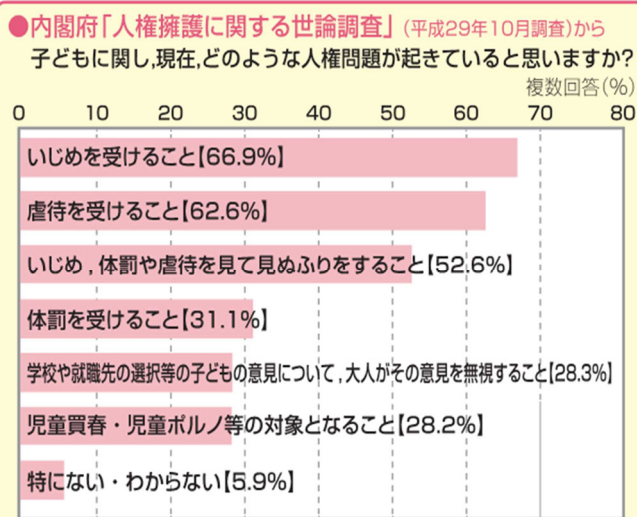
家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰、性被害等、子どもへの人権侵害

○いじめや虐待による子どもが傷つけられる事案がなくならず、「いじめ防止対策推進法」（平成25年成立）や「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月）の施行により、学校や家庭・地域、関係機関等の連携による取組や対策の強化を進めています。

■日々の保育所・幼稚園等での生活の中で、気になる言動やいざこざがある場合、子どもの個々の考えを聴き出すとともに、どの子どもも安心感がもてる環境づくりや人間関係づくりを大切にしましょう。

■毎日の保育者の対話や職員会等の中で、集団における子ども同士の関係性や、親子・家族関係における生活背景などについての情報共有を行い、子ども理解を深めましょう。

関連 P28~32,42,43



高齢者

介護者による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分等の経済的虐待、悪徳商法等による高齢者への人権侵害

○高齢者の尊厳を守るため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年施行）に基づき、高齢者虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応の為の施策や、「高知県高齢者保険福祉計画・第7期介護保険事業支援計画」（H30年策定）に基づき、高齢者の保健福祉の向上を図るための施策を進めています。

■子どもが、敬老の行事や昔遊び体験等の取組において、高齢者と触れ合い、自分の感情や意思を表現しながらともに楽しんだり、共感し合ったりする体験を大切にしましょう。

■高齢者に親しみをもち、人と関わることの楽しさや、高齢者を敬うことができる取組を進めましょう。

関連 P43



障害者

障害についての知識や理解不足を背景とする偏見や差別意識から生じる障害のある人への人権侵害

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（平成 28 年）が施行され、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められ、障害のある人もない人もともに住みやすいまちづくりをめざし、取組を進めています。

■障害のある子どもとその保護者にとって、保育所・幼稚園等が安心できる場になるように、他の子どもの保護者に対しても、子どもが互いに育ち合う姿を通して、障害等についての理解を深め、地域でともに生きる意識をもつことができるよう配慮しましょう。

■障害のある子どもの発達状況に応じた環境整備の充実を図るとともに、日々の活動において、障害のある子どもや保護者の願いが実現できるように、生活の流れや遊びの工夫などをして保育内容を充実させましょう。

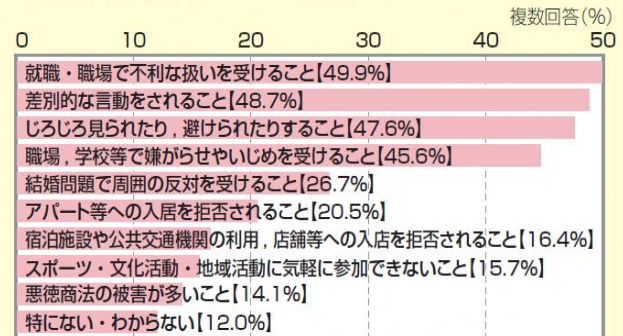
■障害のあるなしに関わらず、子どもたちがそれぞれの「違い」を大切にし、ともに成長できるよう、仲間づくりを大切にされた保育をしましょう。



■保護者は子育てに困難や不安・負担感を抱きやすい状況があります。状況等に応じた個別支援や、送迎時などにおける丁寧な関わりを大切にしましょう。

関連 P18,19

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



HIV感染者等・ハンセン病

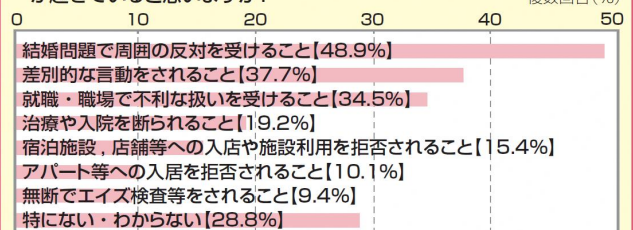
HIV（ヒト免疫不全ウイルス。AIDS [エイズ] の原因となるウイルス）や結核、ハンセン病（らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症）感染者等、病気で治療を受けている患者や元患者、その家族に対する誤った知識や偏見による人権侵害

○正確な情報が十分に伝わらず、有効な治療法がなかった時代もあり、感染症に対する誤った知識や思い込みから、感染者やその家族を偏見や差別で苦しめてしまうことが起きました。

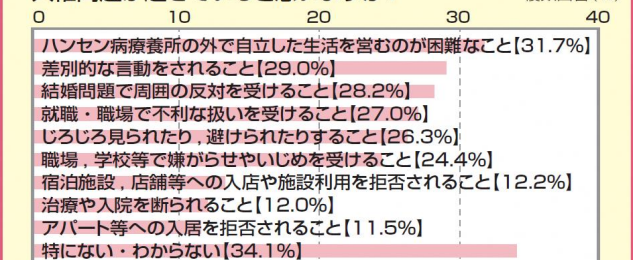
○高知県では、1987（昭和 62）年に HIV 感

染者の妊婦に関する行き過ぎた報道があり、「受診患者のなかにエイズ感染者はいません」という内容の張り紙をする病院もありました。様々な感染症に対する正しい知識を普及・啓発するとともに、患者・感染者の権利を守るための取組を進めています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
エイズ患者・HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



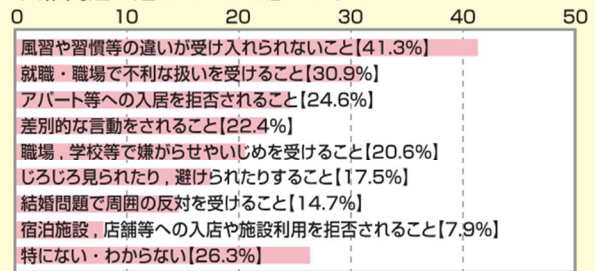
●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていますか？



外国人

言語・文化・習慣・価値観等の相互理解が不十分なことに起因するものや、歴史的背景により特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）によるもの等、外国人に対する偏見や差別等の人権侵害

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？ 複数回答（%）



○外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（平成28年）が施行されました。文化の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、多文化共生社会を実現するために、継続して異文化理解推進への取組を進めています。

■外国にルーツをもつ家庭の子どもとその保護者にとって、保育所・幼稚園等が安心できる場になるように、他の子どもの保護者に対しても、子どもが互いに育ち合う姿を通して、他国の言語や文化・習慣等についての理解を深め、地域でともに生きる意識をもつことができるよう配慮しましょう。

■外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりする等、子どもや保護者が異なる文化に触れ、交流する機会をつくりましょう。

■外国籍の家庭では、日本語によるコミュニケーションの難しさや、文化や習慣が異なること等から、保護者は子育てに困難や不安・負担感を抱きやすい状況にあります。送迎時などにおける丁寧な関わりなどをしながら、保護者の意向や思いを理解したうえで、市町村等の関係機関や病院との連携等、家庭の状況等に応じた個別の支援を行いましょう。



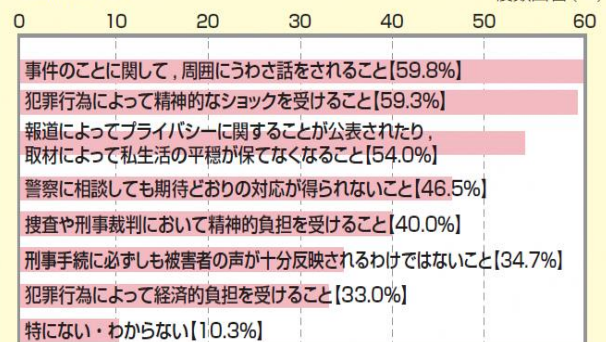
関連 P19,43,62~64

犯罪被害者等

直接被害を受けるだけではなく、心ない中傷や風評等により名誉が傷つけられたり、行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりする等、被害後に生じる問題（二次被害）にも苦しめられる人権侵害

○犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られ（平成28年第3次基本計画策定）犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めることを目的とした活動を展開しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？ 複数回答（%）



インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、発信者の匿名性が高いことや情報発信の容易さから、名誉やプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別的な書き込み、犯罪や自死等に関わる様々な人権侵害

○子どものインターネットの利用が年々

増加する中で、SNS等を利用した誹謗中傷や違法ダウンロード等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案が発生しています。このような状況を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年施行）（平成30年改正）や「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年施行）により、取組を進めています。

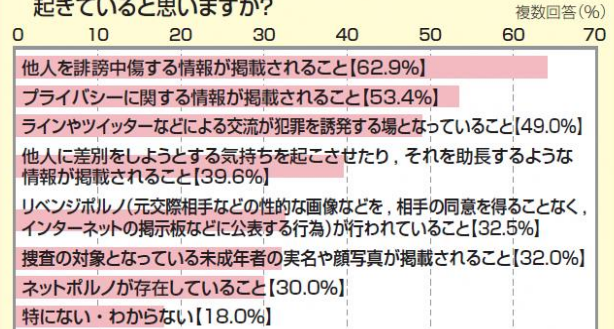
■電子メディアに触れる機会は、乳幼児期の子どもも早期化・長時間化の傾向にあります。乳幼児期は、心と体の基礎をつくる大切な時期です。電子メディアとの接触が多くなると、子どもたちは体を動かす機会や人と遊ぶ時間も減ります。生活リズムの乱れや視力低下、依存症など心や体への影響が心配されています。長時間の使用は控えること等、保護者への情報発信も大切になります。



■家庭ではスマートフォンやタブレットPCも子どもの興味や関心を引きませんが、それ以外にも、子どもの興味や関心を引き出すおもちゃの準備をし、思考力やコミュニケーション力、手指の巧緻性等が高まるよう工夫しましょう。

関連 P34,35,39

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていると思いますか？



災害と人権

災害時の甚大な被害や、災害避難所における女性、障害者、高齢者、外国人、性的マイノリティ等への人権侵害。被災者に対する誹謗中傷や偏見等の人権侵害

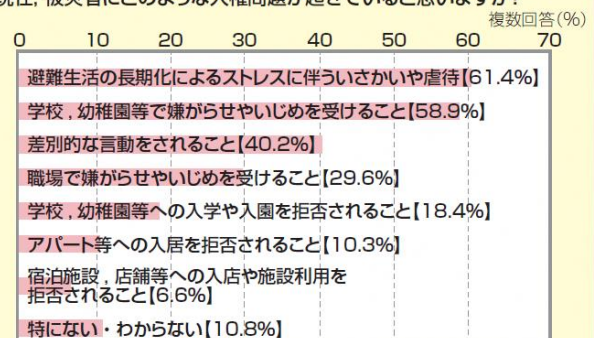
○平成20年に「高知県南海地震による災害

に強い地域社会づくり条例」を制定し、現在、防災・減災に関する様々な施策を

推進しており、東日本大震災時の人権侵害の事例なども教訓として、避難行動要支援者の個別避難計画の策定・見直しの支援、災害時における要配慮者の避難支援ガイドラインや避難所運営の手引きの改訂、避難所運営訓練の実施、心のケア体制の整備、福祉避難所の指定促進等の対策を推進し、人権に配慮した人づくり・ものづくりの取組を進めています。

■自然災害発生時に瞬時に行動できるような取組を行うとともに、日頃から遊びの中に取り入れる等の工夫をしましょう。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から
東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生により、現在、被災者にどのような人権問題が起きていると思いますか？



性的指向・性自認

恋愛・性愛の対象（性的指向：好きになる性）が同性・男女両方であることや、自分の認識する性別（性自認：心の性）と生物学的な性（身体の性）が一致しない人々に対する差別的な取扱いや偏見、誹謗中傷等の人権侵害

○「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年施行）（平成20年改正）により、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

○性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するため、「労働施策総合推進法」（令和2年施行）に基づいて、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等はパワーハラスメントに該当すると考えられると明記する等、職場における正しい理解を促進する取組を進めています。

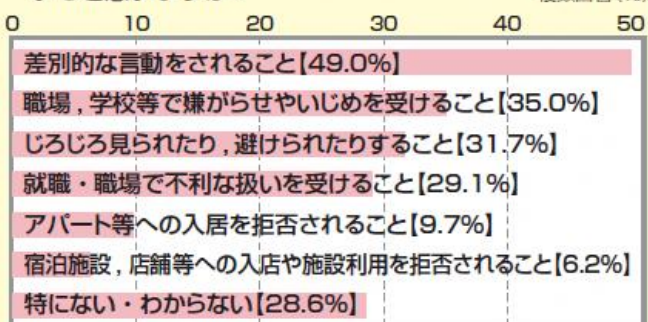
■多くの性的マイノリティの当事者が、小学校就学前から小学校低学年にかけて、自分の性に違和感を感じ始めるという経験をされています。このことを踏まえ、保育者・教職員やスクールカウンセラー、医療機関との連携等のもと、児童生徒の心情に十分配慮した対応が、保育所・幼稚園等や学校に求められています。保育所・幼稚園等と学校において、子どもの「性」に関する状況等についての情報交流を大切にしましょう。

■ごっこ遊び等において、女の子が男の子（または男の子が女の子）の役割を演じる場合もあります。「普通・規範」に束縛されない価値観を幼児期に育むことを大切にしましょう。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29年10月調査）から

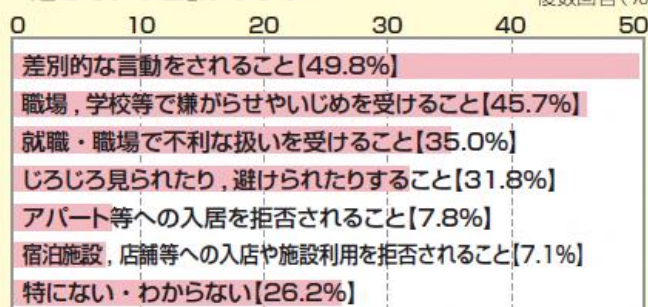
性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)



性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

複数回答(%)



関連 P19,51



「県民に身近な人権課題」には位置付けられてはいませんが、2020（令和2）年においては、「新型コロナウイルス感染症」に関する人権侵害等が起こっている状況があります。

新型コロナウイルス感染症

2020（令和2）年に、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大に伴う、「コロナ差別」や「コロナいじめ」等の様々な人権問題や、感染を恐れるあまり、県外ナンバー車に対する嫌がらせ行為（器物損壊）等の事案も起こっています。感染症に対する正しい知識を得て、感染者や濃厚接触者、対策に携わった方々やその家族に対する誤解や偏見・差別、人権侵害が起こらないよう呼びかけています。

- 学校で咳をする友だちや、風邪や腹痛で欠席をした友だちに対して、「コロナ」と呼ぶといったいじめや、感染した児童・その家族に対する誹謗中傷も起こっています。保育所・幼稚園等においても、感染予防の取組と併せて「コロナによるいじめ」が生じないように、感染している人やその家族、医療従事者の方の気持ちを考えたり、応援したりする取組を進めましょう。
- 大人による感染者の詮索や誹謗中傷から、家族で苦しんだり、登園に不安感を抱いたりする事例も起こっています。感染する可能性は誰にでもあります。「もし、自分や家族が感染したら…」「登園で感染が起こったり、家族が濃厚接触者になったりしたら…」と様々な状況を想定するとともに、誹謗中傷や不当な差別は絶対にしないように、啓発を進めましょう。
- 経済的な影響による減収や失業など様々な状況の中で、大人のストレスや苛立ちから家庭内でのDVや児童虐待、貧困の状況も生じています。保護者や子どもの状況に変化があれば、行政や関係機関につなげて支援を進めましょう。



関連 P28~32,43

【参考・引用資料 法務省「令和2年度版 人権の擁護」】